

国・県等における諸制度の新設、改正・運用等

I. 国土交通省の入札・契約制度等改正の概要

平成 27 年 4 月 1 日から適用する事項

○国土交通省土木工事積算基準改定

「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、経済社会情勢の変化を勘案し、最新の施工実態を反映した新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1)土木工事標準歩掛の改定

①歩掛の新規制定【2 工種】

- ・補強土壁工（大型長方形壁面材）、連続鉄筋コンクリート舗装工

②維持修繕用の歩掛に小規模施工歩掛を追加【2 工種】

- ・道路打換え工、欠損部補修工

③現場実態を踏まえた歩掛の改定【5 工種】

- ・補強土壁工、締切排水工、コンクリート工（砂防）、コンクリート舗装工、トンネル濁水処理工

(2)一般管理費等率及び現場管理費率の改定

適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定

(3)市街地（D I D）補正の改定

最新の実態調査結果に基づき、市街地（D I D）の補正係数を改定

- ・対象地域：市街地（D I D） ※大都市以外

- ・対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

- ・補正方法：共通仮設費 1.3 倍、現場管理費 1.1 倍

(4)施工パッケージ型積算方式の拡充

II. 新潟県の入札・契約制度等改正の概要

平成 27 年 4 月 1 日から適用する事項

○現場代理人の常駐義務の緩和措置継続（適用期間：平成 28 年 3 月 31 日まで）

1. 現場代理人の兼任

(1) 同一の地域振興局管内で兼任を認める工事の当初契約金額の合計を 7,000 万円未満までとする。

(2) 現場代理人の兼任を認める工事の件数を 5 件までとする。

2. 工事期間中の「常駐を免除することができる期間」の設定（継続）

下記の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。（ただし、常駐を要しない具体的な期間については、請負契約締結後に、監督員と現場代理人により工事打合簿において定める。）

○土木部総合評価方式の改正について

(1) 実施方針

① 標準適用金額

・7千万円以上の工事の全て

・7千万円未満でくじ引きが予想される工事は、技術者実績確認型を採用

(2) 主な改正内容

① 専任補助者制度の適用拡大

旧：同種工事実績を評価する工事で活用

新：全ての工事で活用

② 評価・配点について

ア. 評価値の算出方式の統一

最低制限価格が予定価格の 91% であり、また、低入札調査基準価格未満の際には、価格評価点が上昇しない方式も取り入れていることから、ダンピング抑制のために導入した加算方式を廃止し、除算方式に統一する。

旧：土木部… 除算方式、加算方式（一次式）、加算方式（二次式）から選択

新：除算方式

イ. 少数工事実績の場合の工事成績補正

過去 5 ケ年の工事成績平均である補正基準を 78 点から 79 点に変更する。

ウ. 「簡易な施工計画」の配慮すべき事項の項目数の変更

工事規模や内容によっては 1 項目で十分に評価できるため、配慮すべき事項を 1 項目として事務の簡素化を図る

旧：2 項目とする

新：2 項目とする。ただし、予定価格 1.2 億円未満の工事は、工事規模や内容に応じて 1 項目とすることができます。

エ. 同種工事実績の評価・配点の変更

担当技術者として経験を積み、現在は中堅技術者となっている者を配置予定技術者として登用し易いように、担当技術者の要件を緩和する。ただし、主任（監理）技術者や現場代理人と同等の経験や実績とは言えないことから、配点を満点の半分に変更する。

旧：・従事役職の範囲

主任技術者、監理技術者、現場代理人、1年以上同一の工事でコリンズに登録されている担当技術者

・評価点

全て満点

新：・従事役職の範囲

主任技術者、監理技術者、現場代理人、又は半年以上同一の工事でコリンズに登録されている担当技術者

・評価点

主任（監理）技術者、現場代理人は満点、担当技術者は半分の点

オ. 同種工事実績の設定基準の明確化

競争参加資格に同種工事実績を設定する場合、総合評価で求める同種工事実績は競争参加資格より厳しい条件設定とする。より厳しい条件設定としない場合は、同種工事実績の評価項目を設定しない。

カ. 繙続教育の配点の変更

（一社）全国土木施工管理技士会連合会の推奨ユニット数である年間 20 ユニット以上を満点評価とし、推奨ユニット数未満の場合も技術研鑽を認めて評価する。

旧：20 単位以上で満点

新：20 単位以上で満点、10 単位以上 20 単位未満で半分の点

キ. Made in 新潟新技術の評価変更

地域貢献として地場技術の使用を評価しており、「Made in 新潟新技術（ニア）」を新たに評価対象に加え、全ての「Made in 新潟新技術」を評価対象とする。

○入契法改正に伴う対応

改正入契法が 4 月 1 日に施行されることに伴い、施工体制台帳及び工事費内訳書の取扱いの一部を見直し

(1)施工体制台帳提出範囲の拡大

旧：下請契約合計 3 千万円以上（建築一式 4 千 5 百万円以上）の公共工事

新：下請契約のある全ての公共工事

(2)公共工事入札時の工事費内訳書提出義務化

平成 28・29 年度建設工事入札参加資格から適用する事項

○若年者雇用に係る評点

「第二次・新潟県建設産業活性化プラン（改訂版）」の施策体系に位置づけられた「本業強化」に係る取組み促進のため、建設業の将来を担う若年人材を雇用した企業に対する評点を新設（平成 28・29 年度建設工事入札参加資格）

若年者（採用時 30 歳未満）を県内営業所において常勤で新規雇用した場合

若年者を 1 人以上雇用した場合…20 点

技術者、技能労働者が含まれる場合…上記 +10 点

（平成 27 年 9 月 30 日の直前 4 年間）

○Made in 新潟 新技術普及・活用制度

「本業強化」に係る取組み促進のため、「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録等に係る評点を新設

制度に新規登録した場合… 10 点

制度の活用評価を受けた場合… 10 点（平成 27 年 9 月 30 日の直前 2 年間）

○社会貢献活動

県の施策実現に関する現行項目と優先度の高い新項目をまとめた「社会貢献活動」に係る評点を新設

障害者雇用、男女共同参画、消防団協力事業所、就業体験受入れ

（平成 27 年 9 月 30 日の直前 2 年間）各 10 点（上限 30 点）